

広島県告示第七百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

松永新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市新市町大字相方二〇〇七番地先から 福山市新市町大字相方二〇〇七番地先まで	新	旧	四・二〇〇～二 一・八〇〇	四六・四〇	拡幅
	新	旧	四・〇〇〇～六 ・四〇〇	四六・四〇	
福山市新市町大字相方二〇〇八番一地先から 福山市新市町大字相方二〇〇九番四地先まで	新	旧	一一・二二〇〇 二一・三三〇〇	四六・四〇	拡幅
	新	旧	五・八〇〇～七 ・八〇〇	七四・〇〇	
福山市新市町大字相方二〇二一番一地先から 福山市新市町大字相方二〇二〇番一地先まで	新	旧	七・六〇〇～一 四・〇〇〇	七四・〇〇	拡幅
	新	旧			